

# 特定非営利活動法人岐阜県グループホーム協議会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人岐阜県グループホーム協議会と呼称し、略称を「岐阜GH協」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護事業を含む。以下「グループホーム」という)が連携を密にし、グループホーム事業の充実を図ることを通じて、認知症高齢者及びその家族が、不安のない長寿生活をおくれる環境づくりの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下同法を単に法という)第2条別表1号(保健、医療又は福祉の増進を図る活動)を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

グループホーム事業の運営に関する支援

グループホーム職員に対する各種研修

グループホーム事業に対する理解と協力を得るための啓発広報

福祉サービスを受ける人たちの人権擁護

苦情解決体制の整備促進

自己及び外部評価事業の定着化促進

その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

福祉に関する用具及び書籍類等の販売斡旋

会員研修旅行の実施

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した認知症高齢者グループホー

ム事業を行う個人、又は団体

(2) 準会員 認知症高齢者グループホーム事業を行おうとする個人又は団体

(3) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した(1)、(2)以外の個人又は団体

(入会等)

第7条 会員の入会条件は特に定めない。ただし、会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出しなければならない。

2 代表理事は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知するものとする。

3 入会を承認された者は、別に定める入会金及び年会費を納入することで会員となることができる。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定められた入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会及び会員資格の喪失)

第9条 会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員資格を喪失する。

(1) 本人が死亡し、又は団体が廃業又は消滅したとき

(2) 会費を1年以上滞納したとき

(3) 第10条により除名されたとき

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において社員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、この会員に対して事前に通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款又は規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員がすでに納入した会費及びその他の抛出金品は、その理由問わずこれを返還しない。

#### 第4章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以下

(2) 監事 1名以上2名以下

2 理事のうち1名を代表理事、2名を副代表理事とする。

- 3 理事及び監事は総会において会員から選任するものとする。
- 4 理事会において理事の互選により、次の役職者を選任する。
  - (1) 代表理事(通常は会長と呼称する) 1名
  - (2) 副代表理事(通常は副会長と呼称する) 2名
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括総理する。
- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順位によりその職務を代行する。
  - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
    - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期)

- 第14条 役員の任期は2年とする。但し再任を防げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同じとする。
  - 3 前1項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期を任期の末日後最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

- 第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の出席会員数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。但し、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ( 1 ) 法令又は定款に著しく違反する行為があったとき
- ( 2 ) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- ( 3 ) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき  
( 報酬等 )

第 1 7 条 役員は報酬は、総会で定めるものとする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。  
( 顧問 )

第 1 8 条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者、保健、医療、福祉、法律、税務、行政等の関係者から代表理事が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、代表理事の諮問に応ずるとともに、理事会及び総会に出席して発言することができる。

## 第 5 章 総会

第 1 9 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

( 構成 )

第 2 0 条 総会は会員をもって構成する。

( 権能 )

第 2 1 条 総会は、この法人の運営に関する次の事項について議決する。

- ( 1 ) 定款の変更
- ( 2 ) 解散
- ( 3 ) 合併
- ( 4 ) 事業計画及び収支予算並びにその変更、事業報告及び収支決算
- ( 5 ) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- ( 6 ) 入会金及び年会費の額
- ( 7 ) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

( 開催 )

第 2 2 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了の日から 3 か月以内で開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ( 1 ) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- ( 2 ) 会員の 4 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- ( 3 ) 監事が第 1 3 条第 4 項第 4 号の規定により招集したとき。

( 招集 )

第 2 3 条 総会は、代表理事が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び同条同項第 2 号の規定による請求があ

った場合は、その日から2週間以内に総会を開かなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面（ファックス及び電子メールを含む）をもって、少なくとも開催日の10日前までに通知しなければならない。

（議長）

第24条 総会の議長は、代表理事が務め、代表理事に事故あるときは副代表理事がこれを務める。

（定足数）

第25条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項に規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議決に加わることができない。

（会員の表決権及び書面表決等）

第27条 会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、前2条、次条第1項及び第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。

（議事録）

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）会員の現在数

（3）出席した会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること）

（4）審議事項及び議決事項

（5）議事の経過の概要及びその結果

（6）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

（構成）

第29条 理事会は、理事をもって構成する

(権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めるとき

(2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(3) 第13条第4項第5号の規程により、監事から招集があった場合

(招集)

第32条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第33条 理事会は、その構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれにあたる。

(議決等)

第35条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会の議決事項は、第32条第3項の規程によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

3 議決すべき事項に対し特別な利害関係を有する理事は、当該事項についての表決権行使はできない。

(書面表決権)

第36条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の規程により表決権を行使する理事は、第33条及び前条第1項の規

程の適用については、理事会に出席したものとみなす。

( 議事録 )

第 37 条 議長は、理事会の議事について議事録を作成し、議長及び出席した理事の中からその理事会において選任された議事録署名人 2 名が署名押印し、これを保存しなければならない。

## 第 7 章 支部及び部会の設置

( 支部の設置 )

第 38 条 岐阜県下を区域割し支部を設置する。

2 支部の名称、区域割、機能、運営等については、別途定める「支部運営規程」によるものとする。

( 部会の設置 )

第 39 条 第 5 条に定める事業活動を円滑に行うために、部会を設置する。

2 部会の名称、機能、運営等については、別途定める「部会運営規程」によるものとする。

## 第 8 章 事業年度、資産、会計及び事業計画

( 事業年度 )

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

( 資産 )

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

( 1 ) 設立当初の財産目録に記載された財産

( 2 ) 入会金及び会費

( 3 ) 寄附金品

( 4 ) 財産から生ずる収入

( 5 ) 事業に伴う収入

( 6 ) その他の収入

( 資産の区分 )

第 42 条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

( 1 ) 特定非営利活動に係る事業

( 2 ) その他の事業

( 資産の管理 )

第 43 条 資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

( 経費の支弁 )

第 44 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

( 会計の区分 )

第 45 条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

( 1 ) 特定非営利活動に係る事業

( 2 ) その他の事業

( 事業計画及び予算 )

第 4 6 条 この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、総会の議決を得なければならない。

( 予備費の設定及び使用 )

第 4 7 条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

( 暫定予算 )

第 4 8 条 第 4 6 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

( 予算の追加及び変更 )

第 4 9 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は変更をすることができる。

( 事業報告書及び決算 )

第 5 0 条 代表理事は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

## 第 9 章 事務局

( 設置 )

第 5 1 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、代表理事が任免する。

( 書類及び帳簿の備置き )

第 5 2 条 主たる事務所には、法第 2 8 条に規定される書類の他、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

( 1 ) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

( 2 ) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

## 第 1 0 章 定款の変更及び解散

( 定款の変更 )

第 5 3 条 この定款の変更は総会において会員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 2 5 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

( 解散 )



第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人の解散時に有する残余財産は、総会において出席した会員の過半数をもって決した他の特定非営利活動法人又は社団法人若しくは財団法人に寄付するものとする。

#### 第11章 雑則

(公告)

第56条 この法人の公告は官報により行う。

(委任)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の承認を経て代表理事が別に定める。

#### 【附則】

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の入会金及び年会費は、次のとおりとする。  
ただし、入会金は当分の間これを徴収しない。

(1) 正会員 11,500円から18,100円まで、

(グループホーム事業者は1事業者あたり、1万円と利用定員数に300円を乗じた額の合計額)

(2) 準会員 15,000円

(3) 一般会員 個人は10,000円、団体は、20,000円

3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は第14条第1項の規定にかかわらず、平成18年6月末日までとする。

(1) 代表理事 長縄直子

(2) 副代表理事 世一修

(3) 副代表理事 井戸孝憲

( 4 ) 理事 小野木健夫

( 5 ) 監事 大島章浩

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 4 6 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 4 0 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 7 年 3 月 3 1 日までとする。